

三田市及び株式会社建設技術研究所との広野地区における オンデマンドモビリティサービスの推進に関する協定書

三田市（以下「甲」という。）と株式会社建設技術研究所（以下「乙」という。）は、第1条に定める目的を達成するための相互の連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携・協力して、広野地区におけるオンデマンドモビリティサービスを推進することにより、移動の利便性の向上等、地域交通課題の解決を図り、以って、地域の活性化や市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

(1) 広野地域交通課題の解決につながるオンデマンドモビリティサービスに関すること

(2) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法等について、甲乙協議の上、別途定める。

（結果の報告）

第3条 甲及び乙は、前条第1項に関する取り組みを行った場合は、その結果について協力して取りまとめを行い、相互に共有する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携及び協力の検討及び実施により得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

また、乙は、その連携に当たり知り得た個人情報については、三田市個人情報保護条例及び個人情報特約条項を遵守する。

2 前項に定める義務は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も存続するものとする。

（知的財産権）

第5条 本協定に基づき共同で行った技術開発により生じた知的財産権の取扱いについては、甲乙協議の上、別途定める。

（確認事項）

第6条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲又は乙以外の者（地方公共団体等を含む。）と連携し協力することを妨げるものではないことを相互に確認する。

（反社会的勢力の排除）

第7条 乙は、甲に対し、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋もしくはこれらに準ずる者、その構成員若しくは準構成員（暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む。）その他の反社会的勢力に該当しないことを表明確約しなければならない。

(協定の解除)

第8条 甲及び乙は、本協定の有効期間中に協定の解除を申し出たとき、本協定に規定する役割を果たせなくなったときは、本協定を解除することができるものとする。

2 甲は、乙が信用を失墜する行為が認められ、協定者としてふさわしくないと甲が判断した場合は、何ら催告を要せず、本協定を解除することができる。

(有効期限)

第9条 本協定の有効期限は、本協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、これを決定することとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年1月5日

甲 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
三田市
三田市長 森 哲 男

乙 大阪府中央区道修町1丁目6番7号
株式会社建設技術研究所大阪本社
取締役常務執行役員大阪本社長 木内 啓